

第200回千代田区建築審査会会議録

日 時：令和4年9月22日（木） 午後2時から午後2時30分まで

場 所：区役所4階 404会議室

参加委員：3名

会 長 関 智文
会長職務代理 木島 千嘉
委 員 宇於崎 勝也

議 題：

以下の(1)及び(2)のいずれも建築基準法第44条第1項第2号（道路内の建築制限）の規定に基づく千代田区建築審査会の同意について

(1) 議案第19号

有楽町駅京橋口前広告付きタクシー乗り場上家新設工事

(2) 議案第20号

秋葉原駅西側広告付きタクシー乗り場上家新設工事

結 果：

いずれも同意

議事の概要：

会長

議案2件の詳細をまとめて説明願いたい。

千代田区

いずれも、道路内にタクシー乗り場の上家を建築する計画である。タクシー利用者に対し乗り場の位置を明確にすること、雨天時における利便性の向上を図るなど利便性や快適性の向上を目的とした建替え又は新設の計画であり、公益上必要な建築物といえる。また、道路への影響についても、歩道の残幅員が十分に確保されており、千代田区路上建築物協議会において所管の警察署、消防署及び道路管理者から支障ない旨の意見を得ていることにより、通行上支障がないと判断できる。このため、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき建築審査会の同意を求

めたい。

- | | |
|------|--|
| 委員 | 建替えの計画である第19号の議案について、既存の上家よりも屋根の幅が小さくなるが、有効歩道幅員も小さくなるようだ。数字的な問題はないようだが、なぜか。
建て替えるのであれば、屋根の端を車道の縁石になるべく近づけて利用者が雨に濡れることを防げる範囲を広げた方が、利用者にとっての利便性が高くなるのではないか。 |
| 千代田区 | 車道側の建築限界との兼ね合いがあり、車道ギリギリに近づけるということはできない。建替え前の上家は柱から屋根が少し突き出ていたということもある。 |
| 委員 | 建替えなので改善の余地があったのではないか。今後の課題と思われる。 |
| 会長 | 第20号に対しての意見はどうか。 |
| 委員 | 現状の「TAXI」という標識のみがある状況と比較して、タクシー利用者が乗車する位置が変わっているのはなぜか。 |
| 千代田区 | 現状の乗車位置を変えないことを前提として上家を建てると、消防関係の問題がある。有事の際、既存乗り場の鍵付きポールを外すことで緊急車両が広場へ乗り入れられるようになっている。既存の位置に上家を建てた場合、車両の乗り入れ箇所のほか、舗装のやり替え等も生じてしまう。 |
| 委員 | 建築主である公益財団法人東京タクシーセンターはタクシー会社の元締めのような団体なのか。 |
| 千代田区 | タクシー業務適正化特別措置法において、タクシー事業の適正化を図る目的において設立をされている。 |
| 委員 | 公益財団法人が上家を設置するメリットは何か。 |
| 事務局 | 利用者にとっての利便性を目的としている。タクシーの各事業 |

者から負担金を徴収したものを原資とした、利用者・タクシー事業者のための事業である。

委員 負担金を徴収しているということは、整備にあたって優先順位はあるのか。

事務局 千代田区内におけるタクシーの上家の申請は、今回は2件だが、東京都の広告物審議会には合計50件の案件が出されている。タクシーの利便性を考えた上で、乗降客の多い地域に、利用者の需要に合った形で、その地域の特性に合わせて整備されていく。以上のことを公益財団法人東京タクシーセンターが考えて立案していく、という建付である。今回は特に千代田区内の利便性の高いところへの設置計画である。

委員 了解した。

会長 上家内にベンチは付くのか。

千代田区 新たに設置される。

会長 夜間の利用もあるだろうが蛍光灯が点灯するのか。

千代田区 そうである。

会長 議案第19号及び議案第20号ともに同意でよいか。

(委員全員了承する)

以上